

【和歌山市消防局からのお知らせ】



危険物に係る申請・届出等の 窓口が変わります

危険物に係る申請・届出等の窓口

平成28年4月1日から令和5年3月31日までは...

- ①石油コンビナート等特別防災区域内の事業所
- ②製造所を有する事業所
- ③一般取扱所（ボイラー又はバーナー等の施設を除く。）のうち第4類以外の危険物及び第4類のうち特殊引火物、第1石油類及びアルコール類を取り扱うものを有する事業所

該当する事業所

消防局予防課へ提出

該当しない事業所

管轄消防署予防班へ提出

令和5年4月1日からは...

全て消防局予防課へ 一元化されます

関係事業所様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

つきましては、危険物に係る申請・届出等のご提出は、
消防局予防課へお願いいたします。

お問い合わせ先

消防局予防課危険物保安班

TEL: 073-427-0119 E-mail: yobo@city.wakayama.lg.jp

※来庁される場合は、事前連絡をお願いいたします。

（事前連絡がない場合は、長時間お待ちいただくことがあります。）

